

## 第 54 期第 10 回高知地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和 6 年 8 月 29 日 午前 9 時 30 分～午前 10 時 15 分
- 2 開催場所 高知労働局
- 3 出席状況 公益代表委員 3 名  
労働者代表委員 5 名  
使用者代表委員 5 名

### 4 議題・議事要旨

高知県最低賃金専門部会の結果報告について（報告）

高知県最低賃金専門部会の結果について、部会長から報告された。

高知県最低賃金審議会の意見に関する異議申出について

8 月 27 日付けで高知県労働組合連合会から提出された異議申出について、局長から高知地方最低賃金審議会会長あて諮問がなされ、審議を行った。

高知県労働組合連合会から意見陳述の申し出があり、第 8 回審議会で異議審時の意見陳述が了承されていることから、異議申出内容について意見陳述がなされた。

意見陳述後、労使双方の審議会委員から意見が出され、それらを参考にして公益委員が見解をまとめて説明した結果、「令和 6 年 8 月 13 日付け答申どおり決定することが適当である。」との結論に達し、労使委員に了承され会長から局長に答申がなされた。

高知県最低賃金専門部会の廃止について

高知県最低賃金専門部会については、審議会令第 6 条第 7 項において、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の決議により、これを廃止するものとする。」との規定がなされ、この運用について、高知県最低賃金専門部会運営規程第 9 条において、「専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、その任務を終了することとし、審議会の決議により、これを廃止するものとする。」と規定されており、高知県最低賃金専門部会については、既にその任務を終了しているため廃止が決定された。

その他

次回 9 月 10 日開催予定の特別小委員会とその次の審議会は公開することが議決された。